

事務連絡
令和5年6月28日

各都道府県
地域活性化起業人制度担当課長 殿

総務省地域力創造グループ
地域自立応援課長
(公 印 省 略)

地域活性化起業人の活用に係るQ&Aの一部改正について（通知）

日頃より地域振興のため、格別の御配慮・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「地域活性化起業人の活用に係るQ&A」については「地域活性化起業人の活用に係るQ&Aの一部改正について」（令和4年6月10日付け事務連絡）により通知しているところですが、今般、自治体から問合せの多い事項について、別添のとおりQ&Aを修正いたしましたので通知いたします。

これを踏まえて本制度を活用していただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（地域活性化起業人制度担当課）に確実に周知いただきますようお願いいたします。

【担当】

総務省地域力創造グループ地域自立応援課
担当：手塚係長、松井事務官、松木事務官
電話：03-5253-5392
E-mail：chiikikasseika1@soumu.go.jp

きぎょうじん
地域活性化起業人の活用に係る Q & A

令和 4 年 4 月 1 4 日

一部改正 令和 4 年 5 月 2 5 日

一部改正 令和 4 年 6 月 9 日

一部改正 令和 5 年 6 月 2 8 日

Q 1 地域活性化起業人の活用までの流れは、どのようなものですか。

- 「地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。
 - ① 派遣元企業と受入自治体のマッチング
 - ② 派遣元の企業と受入自治体との間で協定書案を作成
 - ③ 受入自治体から協定書案を、総務省に送付
 - ④ 総務省にて、協定書を確認
確認後、受入自治体に確認結果を連絡
 - ⑤ 協定書の締結
 - ⑥ 人材の受入開始

Q 2 制度を活用するにあたっては、事前に総務省に制度活用の許可を取る必要がありますか。

- 「地域活性化起業人」は特別交付税措置に基づく制度であり、制度の活用を総務省が許可するものではありませんので、事前に総務省に制度活用の許可を取る必要はありません。

Q 3 制度の活用開始時期に期限はありますか。

- 制度の活用はいつでも可能です。
- なお、派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費（上限額 年間560万円／人）について、年度の中途から地域活性化起業人の受入れを開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることに御留意願います。また、制度の活用開始時期に関わらず、特別交付税は年度末に措置されます。

Q 4 企業への負担金等は総務省から企業に直接振り込まれますか。

- 特別交付税は地方公共団体に措置されるものですので、総務省から、企業に直接お支払いすることはございません。
- なお、起業人への給与については、派遣元企業と受入自治体との協定書により定めていただくものです。

Q 5 推進要綱に「受入自治体は、総務省から必要な情報提供等を行うため、制度の実施前に総務省へ連絡すること。」とありますが、どのタイミングで連絡をすればよいでしょうか。

- 総務省への連絡は、派遣元企業と受入自治体とで協定書案を作成した後に、受入自治体から総務省宛てにメールでお送りいただきますようお願いいたします。
- 総務省にて確認の上、受入自治体に確認結果を連絡いたします。
送付先：chiikikasseika1@soumu.go.jp

Q 6 協定期間中に企業から派遣する者を変えてもよいでしょうか。

- 地域活性化起業人は、「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）」推進要綱第3（1）②にて、6月以上3年以内の期間、継続して受入自治体に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上等の業務に従事する者としています。
- 協定期間中に派遣する者を変えることは差し支えありませんが、企業から派遣された者について、派遣期間が継続した6か月以上でない場合は、当該者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

Q7 支店、支社等から地域活性化起業人を受け入れることは出来ますか。

- 三大都市圏に本社機能を有する企業等に所属する社員であれば、三大都市圏外の支社、支店等から地域活性化起業人として受け入れることが出来ます。
- ただし、企業等からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する者は除くこととしておりますので御留意ください。

Q8 協定を締結する際に留意すべきことはありますか。

- 「地域活性化起業人」制度は、地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置を講じるものです。
- 地域活性化起業人は、ノウハウや知見を十分に有していると外形的に判断できる者としておりますので、地域要件を満たす企業等に勤務する職員であっても入社後2年未満の者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。
- 派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にない者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。
なお、「派遣期間中の主たる勤務地」とは、以下の要件を満たす場合をいいます。
 - ・ 毎月の勤務日数を対象期間として、受入自治体の開庁日の半分以上を受入自治体の区域内にて業務に従事すること
 - ・ 派遣期間中の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること